

進藤議長：本日は13件について審議を行います。最初に農林水産部関係、その後に建設交通部関係の順で審議を進行します。県からの説明は、時間の制約やその他の要因から、農林水産部は9件のうち3件、建設交通部は4件のうち3件について説明をいただき、質疑はその他のすべての案件についても行い、できるだけ質疑時間を確保して参りたいと考えております。

また、今回から、委員の提案等もございまして、事前の質問についてもお伺いしております。11月2日現在では事前の質問は無かったと聞いておりますが、何かあれば全体の中で回答を申し上げていきたいと考えております。それでは農林水産部所管事項についての審議に入ります。農地整備課、水産漁港課の順に説明をお願い致します。

農地整備課：農地整備課長の菅原と申します。私の方から農地整備課関係の所管事業についてご説明いたします。今回の公共事業継続箇所評価対象事業については、経営体育成基盤整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、ため池等整備事業、それから農地地すべり対策事業の4事業で、継続箇所評価が8箇所でございます。そのうち経営体育成基盤整備事業については1箇所、その他の事業については水利施設防災関係が3事業、その中から1箇所ということでため池等整備事業を抽出しております。はじめに経営体育成基盤整備事業における継続評価箇所の説明をいたします。

対象箇所は5箇所ですが、その中で総事業費が最も高い中仙南部地区についてご説明いたします。インデックスの農-継-1をお開き下さい。本地区の事業概要についてですが、平成11年度から平成23年度までの13カ年で481haのほ場の整備を行う事業であります。本地区は大仙市の北東部で、県内有数の穀倉地帯であります仙北平野の中央部に位置しております。事業の立案に至る背景ですが、大正時代から昭和初期に10a区画に整備されておりますが、農道の幅員が狭く、用排水路が土水路ということもありまして、営農や維持管理に苦労しております。また、地域農業を支える担い手の確保も課題となっております。このため、ほ場の大区画化や農地の汎用化、農地の利用集積を行う本事業を実施しまして、意欲ある担い手の育成や低コストで付加価値の高い水田農業の確立を目指すものであります。事業目的としましては、生産基盤の整備により作業効率を改善しまして、汎用農地を創出して地域に適した作物の導入を可能にすること。また、農業生産法人や集落営農組織などの担い手へ、当初31haから245.9haへの農地を集積し、効率的、安定的な営農の確立を目指すものであります。事業費は70億1,400万円で、計画時点から見ますと、7億1,700万円の減となっております。事業の進捗状況であります。区画形状を整備する工事は平成20年度で完了しております。また、ほ場の地下水位を下げするために実施する暗渠排水工事については、21年度までに441.6haを施工しております。今年度は暗渠排水工事の二次埋戻しや補完工事を、平成23年度には換地処分を行い完了する見込みとなっております。事業推進上の課題としては、現在事業の妨げとなるようなものはありませんが、継続している地区の中で最大の受益面積ということもあり、工期が長期化しているということもあって、地元の農家からは本事業の早期完成を強く望まれております。次に情勢の変化及び長期継続の理由についてですが、本地区の受益面積は、県平均事業規模の約150haを大幅に上回っているということもあり、工期が長期化しております。国の公共事業予算の削減、それから県の厳しい財政状況を反映したものであります。次に次頁をお開き願います。自己評価についてです。まず必要性についてですが、農道や区画が狭小で、地下水位も高く転作作物の導入も難しいという状況において、効率的、安定的な農業経営を図るためには、生産基盤となるほ場整備の必要性は高いと考えております。次に緊急性についてですが、複作物の生産拡大のために農地の汎用化は必須であります。地域農業を支える中核的な担い手の育成・確保のためにも、事業

の緊急性は高いと考えております。有効性につきましては、現在、地区全体が481haのうち、245.9haが農事組合法人や集落営農組織、個人の担い手に集積されております。その農地利用集積率は51.1%となっており、事業終了時の目標をクリアしています。A3版の参考資料をご覧くださいと思います。資料左下と右上に示しておりますが、法人の農地集積の状況であります。事業計画当初は、担い手農家17戸と9生産組織に204.3haを集積する計画でしたが、計画を見直しまして、担い手農家18戸、7集落営農組織と1農事組合法人へ245.9haを集積することとし、平成21年度実績について目標をクリアしております。一番下になりますが、特に農事組合法人アグリサービス中仙では、大豆に関して作業機械や乾燥機などを所有して、大規模な団地化や高品質、高収量化のために努めております。また、絶滅危惧種のイバラトミヨを保全するための水路や保全池を創設して、小学生による生き物調査を実施するなど、環境保全対策にも取り組んでおります。

次に効率性の欄ですが、費用便益比が1.2となっております。また、コスト縮減についても、現場発土の有効利用や再生資材を活用するなど積極的に取り組んでおります。最後に熟度についてですが、事業は関係農家全戸の同意を得て実施をしております。着手後は地元農家、大仙市、関係土地改良区などが一体となって取り組んでおります。また、地域の生態系を保全するための水路や保全池を整備したり、泥水の流出防止対策など環境に配慮しながら事業を進めております。

以上、本地区の評価点の合計は90点となりまして、判定ランク となります。総合評価としましては、事業完了に向けて継続することについては妥当だと考えております。

続きまして、水利施設防災関係事業の対象箇所は、3箇所ありますが、この中からため池等整備事業の一ノ目潟地区についてご説明いたします。インデックスの農 - 継 - 7をお開き下さい。

本地区の事業概要ですが、平成16年度から平成24年度までの9ヵ年で一ノ目潟へ導水している水路トンネルの改修事業であります。事業の立案に至る背景ですが、江戸時代に一ノ目潟へ導水するために手堀りされたずい道、現在のところという水路トンネルですが、長年の風化や亀裂、崩落した岩塊によって用水を安定供給する機能が低下しております。また、坑口の決壊により下流域に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、平成16年度よりそのずい道を水路トンネルとして改修を行っております。事業目的は、決壊等による下流域災害の未然防止とかんがい機能の維持により、農業経営の安定を図ることを目的としております。事業費は計画時で5億8,000万円で、今回の評価時点から見ると、軟弱地盤に対する薬液注入工法の追加、物価変動に伴う資材費の高騰や、天然記念物指定の協議等に伴う仮設の増加により5億8,800万円の増となっております。事業の進捗状況ですが、トンネル延長910mのうち、21年度まではトンネル掘削607mを実施しております。22年度は331mの掘削覆工の予定で、23年度以降は掘削303mを実施し、24年度に完成する予定です。事業推進上の課題としては、一ノ目潟は翌年度の農業用水や上水道として使用するための用水を貯水しなければなりませんので、貯水に要する期間が半年程度必要となります。そのため貯水期間以外でしか工事ができないという、工事期間の制約があります。関連する計画等ではありますが、ふるさと秋田元気創造プランに森林・農地等の保全と活用を図る施策として位置づけられております。情勢の変化及び長期継続の理由についてですが、工事期間の制約に加えまして当地区は国定公園内という特別な条件であることや、世界的にも稀な湖底堆積物が発見されたこと、平成19年には一ノ目潟が国の天然記念物に指定されたことなどで、一層環境に配慮する必要があるため、事業計画を見直し平成24年度の完成を目指しております。次に次頁をお開き願います。必要性についてですが、本事業はふるさと秋田元気創造プランにおいて生産基盤の整備を推進する重要な事業として位置付けられております。また、平成16年の全国各地の激甚な災害の発生や近年の局所的なゲリラ豪雨など、

その必要性は非常に高まっていると考えております。緊急性については、水路トンネルは江戸時代末期から明治時代にかけて造られております。現在に至るまで大規模な補修が行われてこなかったことから、トンネル内の浸食が激しく、また、水路トンネルの上流部より土砂が流入し、通水に影響を及ぼしております。このためトンネルの決壊を早期に防止する必要があり、緊急性が高い地区となっております。有効性につきましては、下流域への被害防止と農業用水の安定確保が見込まれています。また工事の施工にあたりましては、環境に配慮し低排気ガス仕様の重機やズリを運搬する運搬車などに小型車両を使用し、仮設道路や仮設備も最小限に止めております。なお、本地区につきましては国定公園内に位置し、天然記念物である一ノ目淵に接していることなどから、国定公園管理者、自然保護団体などと十分な協議を行いまして事業を実施しております。効率性ですが、費用便益比が1.19となっております。コスト縮減につきましても、仮設設備の転用回数を減らすことにより縮減を図っております。熟度については、関係者全員同意のもと事業が申請されているほか、市も応分の負担をしており、事業によってもたらされる安全・安心の確保、農業用水が安定的に確保されることへの期待は大きいと考えております。以上、本地区の合計は93点となりまして、判定ランク となります。総合評価としましては、事業完了に向けて本地区を継続することが妥当であると考えております。以上で2箇所の説明について終わります。宜しくご審議下さいますようお願い致します。

進藤議長：それでは、水産漁港課の説明をお願い致します。

水産漁港課：それでは水産漁港課の継続箇所についてご説明致します。私は水産漁港課の漁港漁村整備班の高谷と申します。宜しくお願いします。水産漁港課所管の継続箇所は1件となっております。インデックスの農継-9番をお開き願います。1頁についてでございますが、事業期間は平成18年から平成25年までの8カ年となっております。総事業費は約11億9,000万円です。事業規模でございますが、ここに防波堤から泊地浚渫まで書いてありますが、若干図面の方で説明したいと思っております。6頁をお開き下さい。6頁の八森漁港計画平面図とありますが、この大体真ん中辺に黄色の部分がありますが、この辺に防波堤、護岸の延長が書いてありますが、船揚場だとかそれがちょっと明示されておられません。赤で塗りつぶされている部分ですね。これが船揚場でございます。それから泊地浚渫でございますが、左側の方に黄色い斜線が引いている部分、それから赤の部分の上に緑の部分がありますが、これが泊地浚渫の部分でございます。斜線の部分は既に済んでいる部分でございます。この辺の赤の部分が今年度新設する部分でございます。緑の部分は23年度以降実施していく予定となっております。それではまた1頁に戻って下さい。事業の立案でございますが、八森漁港は明治中期からの県北部唯一の漁港として栄えております。県北部圏域の流通拠点漁港に位置付けられております。また、平成20年度は県内の漁獲量となる1,467t陸揚げされております。漁港は昭和26年に漁港指定を受けまして、漁港整備を続けておりますが、現在まで整備を継続しております。本計画では航路や泊地の静穏度を確保するための外郭施設の整備、それから泊地・用地及び係留施設の不足を解消するための拡張・整備を行っております。事業の目的でございますが、八峰町の総合振興計画にもありますが、基幹産業であるということの漁業の維持・存続する上で安全で生産性の高い漁業生産基盤としての漁港を整備することによりまして、新規漁業就業者の増加が期待されております。それから水産業を核とした観光・振興などにも地域活性化に取り組むこととしております。また漁港の整備により出漁日数の増加及び作業時間の短縮も図られます。それから漁港外に現在係留されている漁船もありますので、それらが港内に収容され安全な停

泊を図ることとなります。次に事業費の内訳でございますが、事業内容について金額両方とも変更ございません。事業の進捗については公共事業の抑制によりましてやや遅れておりますが、平成22年度までの事業費ベースでの進捗率は全体で76.6%の進捗となっております。事業推進上の課題は特にございません。上位計画での位置づけは、あきた元気創造プランにおける施策「新農林水産ビジネスの展開を支える基盤づくり」に位置づけられております。

また、第二次漁港漁場整備長期計画の基本目標である、国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進に基づく事業として位置付けております。次に情勢の変化についてでございますが、県内の9漁協が合併し秋田県漁業協同組合となり、また、八森町と峰浜村が合併し八峰町となっております。また漁獲量については若干のバラツキがありますが、施設の整備と共に順調に増加しております。事業効率把握の指標でございますが、上位計画あきた元気創造プランでは特に設定されておられません、前の指標を用いた達成率を算定しています。次に2頁をお開き下さい。

所管課の自己評価でございますが、必要性から熟度までいろいろ書いてございますが、時間の関係上省きまして、総合点で81点でございます事業を推進することとなっております。

次に4頁をお開き下さい。4頁の費用対効果分析総括表でございますが、ここに上の方の真ん中に事業費合計とありますが、これが19億7,700万となっておりますが、先程1頁でご説明しました11億8,300万と若干違いますが、これは一次・二次で事業実施をしておりますので全体の総事業費でございます。これらをいろいろ算定いたしまして、費用便益比率でございますが1.48と1以上でございますので、効果は出ているということになっております。

次に5頁ですが、八峰町では岩館漁港と八森漁港がありまして、下の欄の四角の線というか、やや長い線で囲まれている真ん中よりちょっと上の方に、横間というところがあると思っておりますが、そこにイカリのマークがあります。ここが八森漁港になります。次に6頁ですが、6頁の計画平面図は先程ご説明申し上げましたので割愛させていただきます。7頁は航空写真で上空から撮ったものであります。これが八森漁港の全体像でございます。次に8頁ですが、これは防波堤の標準断面図、赤い部分が施行されている部分でございます。後9頁からはいろいろ写真を載せていますが、特に9頁の左下、例えば漁船の係船岸で、要するに船をつけている場所が非常に少ないものですから、横付けに港内が狭いということで、横付けになりますと非常に狭く、漁船を停めるところもほぼないということでございます。それから右側の上でございますが、船揚場から泊地が狭いものですから陸地に揚げてそれに労力・時間等が掛かっております。その下が時化の状況でございます。次に11頁でございますが、10頁の左側の写真はこれは波浪等によって泊地内或いはそういうところが砂で埋まったところ。こういうふう非常に船の航行に支障をきたしている。それから右側の方にございますが時化の時には、今現在、漁港内に係留出来ない船は漁港外のところで海岸曳船道へ係留していますので、時化になると道路まで上げてこないといけません。そういう状況の写真でございます。それからその下が時化或いは台風後に船が道路まで押されて、波に打ち上げられて護岸を越えてきた状況でございます。

次に11頁でございますが、ここが今度新しく船が係留できる場所。ここの真っ正面に見えるところが先程ちょっと言いました船揚場ですね。ここを改良すると、今年改良する予定であります。それを反対側から撮った船揚場が右下の写真でございます。それから次に12頁でございますが、12頁の写真は、これは非常に用地等が狭くて護岸とかその1つの場所で色々網も広げなくてはいけない、それから魚箱も人も非常に繁雑な用地が狭いということで、今、この用地も改修しているところでございます。下の方は市場の中で作業をしているところでございます。最近、右の方の写真ですがクロマグロも水揚げ

されております。それからイカも非常に水揚げされています。次に13頁でございますが、漁港を整備することによって、その魚を要するに祭日、土曜日・日曜日に直売しております、年間11万近くの観光客が直売所に訪れている。これも町の活性化に繋がっているということです。また、それらと白神山地のネーミングを活かしましてブランドを色々と考えて実施しているということでございます。

以上、水産漁港課の八森漁港の概要ご説明いたしました。宜しくご審議下さるようお願いいたします。

進藤議長：有難うございました。先程申し上げましたが、事前の質問は無かったようですので、只今の説明に関して、或いはそれ以外のところで、最初に質問を、その後にご意見を賜りたいと思います。私から3つ質問をします。

農 - 継 - 1 に関して、規模が約500haということで平均の150haを大幅に上回っていると説明されておりますが、ほ場規模としては超大型なのでしょうか。

また、農 - 継 - 7 の一ノ目瀧では、「導水」という言葉を使っていましたが、山から入ってくる水なのか、或いは出ていく水なのか。入ってくる水だと私は認識したのですが、その確認をお願いします。

農 - 継 - 9 では、1頁の事業内訳の防波堤、護岸岸壁や船場、この内訳を確認しようと思ったのですが、4頁を見れば費用対効果の所に記載があります。どういう工事が一番お金がかかるのか質問しようと思ったのですが、4頁の上に投資対象、分析の対象、施設の内訳が書かれていますので、もし補足するところがあれば承りたいと思います。

農地整備課：第1点の中仙南部の481haの規模についてですが、平成11年度当時としては極端に大きい規模ではなかったです。その当時は現在のほ場整備の額でいきますと3倍位の公共事業費であり、500~600haという大規模な整備でありました。むしろ細々とではなく、大きくまとめて進めてきました。最近では平地地域から中山間地域に移行してきています。そういう面で、事業規模の小さいところだと20数haから50ha、100haを超えると比較的大きな規模になります。ほ場整備は3分の1まで予算が激減しているという状況もありますし、それから集落営農或いは法人化などある程度のとまりの小さい範囲での区画整理が増えており、最近では1地区あたりの面積が小さくなっているというような方向になっています。

一ノ目瀧の導水の関係ですが、これは上流部の沢から集水をし、取水トンネルを経て一ノ目瀧に導水しており、その施設を改修するというところでございます。

進藤議長：一ノ目瀧から田んぼに出る方は、普通の堰や自然の水路のようになっているのでしょうか。

農地整備課：その下流にちょっと落差はありますが、開水路で導水しており、周辺の棚田等の田んぼに灌漑しています。

水産漁港課：農 - 継 - 9 の漁港に係る費用でございますが、防波堤が一番お金がかかります。やはり防波堤は漁港の全てを守る、要するに背後地を全て守るという観点からすると一番お金がかかります。また、沖の方へ造りますから、次第に深くなりますのでどうしてもお金がかかることになります。後は浚渫もかかりますが、防波堤が一番6割7割位かかります。

進藤議長：分かりました。

沼倉委員：農地整備の件について、どの案件と言うことではなく、一般的な質問です。どの事業も全て「熟度」が高いとされていますが、農地整備の場合、農家の方にも何パーセントかの負担があります。その場合、例えば後継者がいる、又はご本人が若い場合にはあまり問題はないかも知れませんが、高齢で後継者がいない場合も多々あるかと思えます。全体の事を考えると、ほ場整備をした方が有効だということが分かっている、自分の代で終わる、子ども達は都会にいる、というような方々も事業対象におられることが多いのではないかと思います。「熟度」が高いと判断をして、工事のGOサインが出た後、あるいは事業の途中や事業後において、農家の状況が変わった、心変わりをしたという問題はないものでしょうか。

農地整備課：当然、負担金があるので同意をとる訳ですが、土地改良法では3分の2以上の同意があれば事業実施できますが、実質的には個々の財産を動かすことになりしますので、ほぼ100%近くにならないと事業に着手出来ないというのがひとつあります。そのため事業を始める前にほぼ100%近い同意を得て行っているというのが現実です。今は個々の農家が農地を自分の家で管理するという時代ではもはや無くなっておりまして、最近では、やはり集落営農或いは生産法人などが地域の太宗の面積を担っていくという形で、そういったソフト面と合わせて行っております。担い手へ確実に整備したものを集約をして、持続的に営農するというプランのもとにハードも一緒に進めていくという形を取っておりますので、当初計画と、やってみたらそういかないのでは反対ということはないです。

進藤議長：沼倉委員の質問に関連して、整備完了後に、高齢化に伴って出来ないという事態が生じた場合、土地の売買ではなく、賃貸等の方法で担い手に営農してもらうというケースも可能な訳ですね。

農地整備課：当初例えば50%という目標をクリアしても、そういう方が当然出てきますので、そういったところは集落営農或いは生産法人が新たに担うということで、むしろ集積率は上がってくるということです。

沼倉委員：農 - 継 - 2に関連して、「集積率」が目標の約60%弱となっています。これは何か理由があるのでしょうか。それともこれは事業途中のためで、事業が完成する時には目標が達成出来るという見通しなんでしょうか。

農地整備課：その通りであります。現在、暗渠排水を施工中ですが、ほ場を全部平等な形で条件整備した上で担い手に集積します。最終年度から10年間は達成状況を持続しなければいけないというのが事業の条件になっておりまして、当然完了時には目標をクリアするという事で進めております。それを持続させていくという形になりますが、途中段階で集積率が低かったですが、そういう段取りで進めております。

進藤議長：他にございませんか。

加賀谷委員：一番最初のご意見の中にもありましたが、農 - 継 - 1 に関連した質問です。事業費が70億2,000万円です。このようなほ場整備、あるいは土地改良は、土木関係の構造物を作る工事と比べ、工事自体そのものが極めて困難ということはあまりないように思います。その割には事業費が多いように思います、その理由を教えてください。

農地整備課：10 a あたりの事業費に直しますと、大体平均で160万円位かかっております。農道や用排水などあるわけですが、ほ場整備を行った時に例えば中に河川があると、河川改修も含めてほ場整備を実施する場合があります。河川から水を引き入れる頭首工があれば頭首工の改修も含めて、それから幹線用水路も含めて整備する場合がありますし、そういったほ場整備の面積以外で、導水するもの、排水するもの、あるいは排水機場があれば排水機、ため池で古いため池があれば改修するというように、どうしてもやっぱりそういうところは事業費が掛かり増しになります。

加賀谷委員：頭首工など、1つ1つの工事単価は、土木関係と殆ど同じであると理解して宜しいですか。

農地整備課：基幹的な水利施設、例えば施設機械、頭首工やポンプ関係の構造物ではおそらく同じ様な価格かと思えます。あと、ほ場整備を行う場合は、表土扱いというのがありまして、表土を寄せて工事しますので、切り盛り関係は土木関係よりはるかに高いです。きちんと基盤を均してから表土を戻すというものですので、土の扱い方が違うかと思えます。

加賀谷委員：できるだけコストの縮減を図ったうえで進めていくのが良いと思い、質問させていただきました。有難うございました。

進藤議長：暗渠の工事は、土を掘ってから埋め戻す手間があるということですね。暗渠の深さはケースバイケースですが、平均的にはどの位の深さなんでしょうか。

農地整備課：深さは標準で60cm。60cmからはじめて若干傾斜をつけます。地下水位を60cm以下に下げますが、作物によっては30cmで済むという場合もあります。30cmに浅く埋設することで安く上がるという場合もありますので、その辺は地域の作物を考えてケースバイケースで行って行けば、低コスト化につながるのではないかと思います。

進藤議長：大正時代に10 a で整備されていたということですが、今は1区画はどれくらいの面積になるんでしょうか。

農地整備課：昔は馬耕が主流ですので、馬耕で作業効率を考えますと10 a 区画ですし、それから農道も1.8m位で6尺農道と狭かったです。今は軽トラックでも農道に入りますので、軽トラックがすれ違える幅員ということで4 mか5 mの幅に整備します。それから土水路で用排兼用ですが、今は転作が非常に増えており、排水が悪いと転作作物が出来ませんので、用排を分離し暗渠排水を入れて、ある程度地下水位を下げて転作作物を具体化するということで排水対策が強化されています。また、機械も大型化

されておりますので、大型機械の効率を考えますと最低でも30 a、それから50 a、1 haということで、大ほ場になりますと1 ha区画の割合が半分位という地区もあります。

進藤議長：分かりました。

端委員：農 - 継 - 1、農 - 継 - 7の2件について質問させてください。今は、「環境配慮」ということが不可欠な時代になってきております。この2件とも「環境配慮」ということをご報告の中でお聞きしましたが、1件目はイバラトミヨ、2件目は天然記念物としての一ノ目瀧について、環境に配慮する上での具体的な考え方を教えてください。

また、費用が具体的にどの程度かかったのか。その費用が全体の事業費に占める割合はどのくらいなのか。環境配慮に対する費用負担の考え方を教えてください。

農地整備課：今の中仙南部地区については、絶滅危惧種1 Aのイバラトミヨがいるところを面工事する訳ですから、そういう意味では環境帯を作るということで保全池を2箇所設置しています。また、イバラトミヨも当然ネットワークがないと生きていけませんので、そのネットワークを繋ぐと言う意味で保全水路を5路線2.1kmについて保全水路を施工しております。これについては自然石を張っていますが、底を張りますとイバラトミヨが棲めませんので、土水路で草が生えるような状況で整備をしております。また、シズが枯渇しないように地下水涵養的なものに配慮したほ場整備を全体的に行っております。掛かり増しの費用ですが、保全水路が9,700万円かかっております。mあたり4万7,000円ほどの経費です。それから保全池1箇所が700万円、2箇所ですので1,400万円ほどであります。この掛かり増しの経費についてはほ場整備関連生態系保全連携事業で、農家に負担が掛からないように県が農家負担分について負担をしております。一ノ目瀧地区については、例えば濁水を一ノ目瀧に入れますと、当然天然記念物に影響を与えることとなりますので、濁水は一切流さないというような仮設をしております。それから周辺の景観に配慮するということとなりますが、当初は仮設道路を3箇所予定しておりました。入り口と出口、それから真ん中ということで、両側から攻めますと工期も短縮され安くできるということで、そういう計画を立てましたが、やはり国定公園内ということで、仮設道路を設ける場合、どうしても現道が狭いと拡幅したり、傾斜がきついと少し路線を修正したりしなければならなくなりますが、そうなりますと当然、周りの景観を阻害することになるため、最低限の路線ということで、真ん中の1箇所だけに限定をして施工しております。そういう意味で仮設道路が1箇所ですので工期も制約されて長期化しております。それから、その仮設道路沿いに希少な植物が10種程見つかり、資材置き場や土砂を運搬する車が回転するような場所にも希少種が見つかり、それを移植したり、仮設道路を傷めないように鉄板を敷くことも行っています。また、仮設費が1億2,000万円ほどですが高くなっております。当初はダンプトラックも10tトラックで運ぶ予定でしたが、道路の幅が狭いため4tトラックに変更し、それから土砂の捨て場も当初は2kmほどのところを予定していましたが、あまり近いということで、5kmほど離れた場所に変更し、1億2,000万円ほど掛かり増ししています。これについては、全て国と県で負担できれば良いのですが、国、県の負担割合はそのまま、地元負担がありますが、その大半は男鹿市が肩代わりしているという状況であります。

立川委員：今のご質問と関連しますが、環境保全に配慮した施工というのは今後益々重要になってくると思います。農 - 継 - 1 ですが、今、ご説明いただいた保全水路工や保全池の施工に伴ってかなり費用が発生しているんですが、4 頁の「年総効果額の総括」を見ますと、「環境保全効果」という項目があり、この費用は「0」になっています。この項目にそれらの費用を反映する、計上するということが出来ないのか、というのが1点です。

もう1点は農 - 継 - 7 ですが、1 頁の「事業の立案に至る背景」にも書いてありますが、長期的に見ると、間伐の促進を含めた森林の整備が重要かと思います。今回の公共事業費の中にはそういった森林整備の費用も計上されているのか。あるいは、別途他の所管部署で検討されているのか。或いはまだこれから検討するのか。その辺をお聞きしたいと思います。

進藤議長：回答をお願いします。

農地整備課：4 頁の B / C の関係の年総効果額の総括のところですが、今の効果算定は、平成20年度から適用している経済効果の算定方式をもとに算定されておりますが、残念ながらこの時にはまだ環境保全効果の算定方法等がまだ確立されておらず、見ておりません。そういう意味では委員のおっしゃったように私も見るべきだと思います。それから農 - 継 - 7 の方の森林整備の関係については、今回の事業は農業サイドの効果ということで、森林整備についての費用は見込んでいません。

進藤議長：間伐等も含め、林業関係で公共事業を施工する場合もあるということですね。

端委員：農 - 継 - 9 の漁港関係ですが、「公共事業箇所評価基準」を拝見しますと、ニーズを把握していないと記載されています。この辺りが少し評価点数を下げてしまっている原因だと思っておりますが、写真を見ますと、漁民の方々は随分狭い所で荷揚げをしておられるとの印象を持ちます。実際の所、漁民の方々のニーズはいかがでしょうか。

水産漁港課：漁民に対しては常に事業や工事を行う際に色々接触をして、妥協点を見いだしてから計画して工事をしているのですが、一般ニーズになりますとどうしても漁港という非常に狭い範囲、背後集落となる為に一般の人は少人数になりますが、これからはやはり訪れる人、あるいは海を見に来る人、そういうところを捉えて、また色々な行事や岩館ではアワビの里といったお祭りもやっていますし、そういう機会を捉えてアンケート調査を町と協力して実施していきたいと思っております。今の時点では一般の人に対しては、アンケート調査をやっておりませんので、こういう形になっております。

大島委員：今の漁港の件に関連しますが、漁港の整備にかかるお金として、防波堤が6 ~ 7 割を占めるという説明でした。防波堤がないと停泊地がない、ということで「緊急性」は高いと思われるんですが、20点満点中11点と非常に低い値になっている理由は何でしょうか。

水産漁港課：緊急性という観点からいきましても昭和26年に漁港に指定されまして、その後、色々計画して事業を結構やってきた訳です。なので、既存の防波堤もある訳です。その不足部分を今の計画で実施しているものもあります。そういうこともありますし、また緊急性が低いという意味からすると、

漁民からすると当然、波が全然起きなくて静かで漁船もゆっくり停泊できる、それから漁をするにも安全に出掛けられる、そういう漁港を目指すのが一番理想的なんですけども、緊急性が11点という観点からすると、低いように思われますけども、そういう観点も含めて判断している訳です。

進藤議長：「5点」か「0点」で、中間点がないため、その点数になるということですね。

沼倉委員：今の農 - 継 - 9 の関係ですが、「事業効率把握の手法及び効果」のところでは達成率が170%というのは凄い数字ですね。「指標名」が「漁港の漁獲量」で、目標値が860t、実績値が1,467t、達成率が170.6%。とても効果のある数字だと思いますが、これはこの事業の成果だとお考えでしょうか。つまり、実際に事業の評価をする時に、どのような数字で評価をするのか、ということは、大変重要な問題だと思います。この事業が始まった時点で、この工事の成功・不成功を判断するためには、「漁港の漁獲量」を用いて評価すると決めたのだと思います。その結果、170%という大変良い数字が出てきた。良い数字が出ては来てはいるんですが、実際に、この事業の貢献によってのみ、この数字が達成されたのでしょうか。

水産漁港課：最初の漁獲量、陸揚量でございますがたまたま今170%になっていますが、これはその指標を算定する時に、ちょうど平成12年度から13年度に1,000t陸揚げがあったものが、4ヵ年の間に800tまで落ちたんです。この計画は13年度に立てていますのでその部分が入ってきて低くなりました。今現在は1,400tとか1,500tと非常に多くなりましたが、元々から言うと1.3~1.4倍くらいです。漁獲量としては、ハタハタが増えたということが一番大きい要因でございます。それからもう一つの点ですが、やはり漁港に求められるのは安全・安心。安心して漁に出れるかどうかなんです。また、最近、魚を獲る量が減ったり増えたり、それから異常気象で様々になっていますが、近くで獲れば一番です。漁民としては一番効果があります。そういう場合は、やはり漁港だけじゃなくて、漁場と一緒に整備をして初めてそういう効果が表れてくるんじゃないかと私は思っております。防波堤を整備することによって藻が生えたり、生態系が復元されたり、そういう効果も表れてきていますので、少しは漁獲量が増えたりということが当然反映されると思います。ハタハタも藻がないと卵が付く場所がないものですから、そういうのが出てくれば当然効果として大きな期待できるものだと思います。

進藤議長：農 - 継 - 1 の1頁の「事業効率把握の手法及び効果」の欄には、指標として漁獲量があり、170%という事業達成率になっています。ただ、総体的には、4頁のB/Cの項目が重要かと思えます。例えば、「漁獲機会の増大効果」や「漁業就業者の労働環境改善効果」が、総合的に考えた場合の効果として適切かとも思えます。

渋谷委員：今、農地と漁港の2つの説明を受けましたが、農地については農業法人等が担い手育成の要件としてあるんですが、漁港の整備については組合員の方についての明記はありません。安全のための漁港整備ということで、そこを利用する漁業組合の規模等に応じた要件や位置づけはございますでしょうか。

水産漁港課：この事業は、漁船数が100隻以上それから水揚げ金額が1億円以上、そういう基準があり

ます。その基準に沿って国で採択して更に国の漁場整備長期計画というその中に位置付けられて、その中で国庫補助事業を実施していることをごさいます。ただ、地元から要望が来て工事をやっているということではございません。

進藤議長：国庫補助事業のため、国の最低基準に該当する必要があるということですね。

山口委員：「公共事業箇所評価基準」の「必要性」について、新規事業開始時は需要予測をして作成しているものと思います。今回、計画当初から社会経済情勢変化による需要変化の有無を判断をしていると思いますが、先程のため池の事業の場合は、最近のゲリラ豪雨等の異常気象を考えると、計画当初に予期出来なかった事象が発生して需要が増大した、という話はよく分かります。一方、ほ場整備の場合、「必要性」が全て増大して「5点」という評価になっていますが、その理由が不明確のように思われます。計画時点から見て明らかに予測出来なかったことがあって増大したという判断をされたものでしょうか。だとすれば、それは何だったんでしょうか。

農地整備課：最近の動きから行きますと、今年特に作況指数が94。品質も悪かった。それから米価も大幅に下がるということで、経済効果という面については非常に下がっているという状況だと思います。そういう意味では、むしろほ場整備を契機に、個人ではなくて集落営農や生産法人などにより、米に依存するものではなく、転作をうまく行い複合経営により収益を上げるということ、そういう経営に変えていくことが極めて重要であり、必要性は上がっているという解釈をしております。

山口委員：平成17年度からスタートしている事業があります。平成17年度というと比較的最近の話です。この時も農業経営の集団化や法人化といった議論があったとは思いますが、その後に予測出来ない変化や状況が生じたために「必要性」が増大して5点という記載になったと解釈しました。その要因、例えば法律改正等、何かあったんでしょうか。

農地整備課：一番大きいのは昨年の政権交代で、戸別所得補償制度など変わってはきていますが、ただそんなに劇的に変わったという訳ではないですね。平成17年度当時からすればあまり変わってはいないと思いますが、平成11年頃からすると変わってきていると思います。

山口委員：平成11年度に事業を開始した農-継-1は、結構長いスパンがありますので、状況の変化もあるのかなと思ったんですが、他も全部5点になっているので、どうなんだろうと思って質問しました。そういう意味では、漁港は「必要性」の中の「社会経済状況の変化による需要変化」が3点になっていました。それから考えると、全てが5点、必要性が高い、というのは少しストンと落ちなかったということです。

農地整備課：端的に言いますと、要するに平成17年或いは平成11年当時は、どちらかという、認定農業者など中核を担う農家が個人的な意味合いが非常に強かった訳ですが、今は集落営農、集落を丸ごと生産法人にするなど、劇的に情勢が変わってきています。組織化したものを生産法人化して、地域展

開をより持続的なものにしていくということで、そういう意味では、個人から集団化へと劇的に変わってきた時代の要請に応えるという意味では場整備を位置づけて進めてきており、必要性は高いと解釈しております。

進藤議長：農林水産部関係では農地のほ場整備が5件あります。今、山口委員の質問にありましたが、事業開始が平成11年、17年といった違いがありますが、平成22年度或いは23年度でほぼ終了する継続案件です。全体的な質問、足りない部分は建設交通部が終わってから承りたいと思います。では、建設交通部関係の審議に入りたいと思います。道路課、それから河川砂防課の順に説明をお願いします。

道路課：道路課 政策監の三浦です。道路課所管事業で公共事業箇所評価を受けて事業を進めている箇所は、現在23箇所ございます。今回、継続評価として審議いただく案件は5年を経過しました1件です。それでは建-継-1をお開きください。事業名は地方道路交付金事業の改築事業です。路線名は主要地方道大曲大森羽後線です。事業箇所は羽後町鷺ノ巣地区です。事業の経過について説明をいたします。5頁の計画概要図をご覧ください。地形図の中央に事業箇所を示しております。国土交通省管理の1級河川、雄物川左岸で河川と並行している大曲大森羽後線、鷺ノ巣地区については無堤でありまして、洪水によって度々県道が冠水し、通行止めとなっている箇所であります。左下の写真は平成16年7月の冠水状況です。洪水の記録としましては、昭和58年から8回確認されております。このため県では平成18年度から国土交通省の堤防の整備事業と道路事業との合併施工として、事業調整を図り相互に事業着手したところですが、全体の計画延長は1,625mであります。そのうち国との合併施工として国へ委託している区間は1,215m。県単独施工区間が410mとなっております。合併施工の内容についてご説明をします。右下の写真をご覧ください。写真の左側に河川管理通路と兼用する幅8.5mの県道として整備しております。車が走っている道路は地域内道路として利用する手法となっております。現在の事業概要についてご説明致します。最初の頁をお開き下さい。事業期間は平成18年度から5ヶ年としておりましたが、堤防用地の確保において不測の時間を要したことから平成24年度までの7年間とし、2年間延長しております。事業費についてですが、事業に着手しましたところ地域から流雪溝設置の要望があったためこれに要する費用として約2億4,000万円の増となっております。事業の進捗ですが、国へ委託している合併施工の区間は用地の問題で遅れておりますが、県単独事業区間や流雪溝の一部が完成しておりますので、概ね3割が完成しております。難航していた河川敷にある共有地が解決したと伺っており、今後は、国の工事が予定どおりに進むと考えております。情勢の変化としましては、近年ゲリラ豪雨が多発しておりまして、水害の怖れがある地域の方々からは早期の完成が望まれております。

事業に対する自己評価ですが、次のページをお開き下さい。事業の必要性・緊急性・有効性につきましては、度々の増水と冠水による主要地方道の通行止めが、地域住民に及ぼす影響を考えますと速やかな執行が望まれている状況と考えております。また、効率性については、河川改修事業との合併施工の手法によりコスト縮減が図られております。また、熟度については難航していた共有地が解決し、今後の事業展開が確実なものとなっていることから、事業継続の優先度はかなり高いと判断しており、引き続きコスト縮減に留意しながら事業を継続することとしております。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

河川砂防課：それでは引き続きまして、河川砂防課の事業をご説明をいたします。私は河川砂防課長の秋元でございます。宜しくお願いします。それでは平成22年度公共事業継続評価の箇所評価についてご説明致します。今回、継続評価課所として広域の河川改修事業2件、海岸環境整備事業1件の計3件のご審議をお願いしております。このうち広域河川改修事業2件中、総事業費の高い河川となっております新城川と、海岸環境整備事業琴浜海岸の2件について説明を申し上げます。

始めに広域河川改修事業新城川でございます。インデックス建-継-2の5頁をお開き下さい。当該河川は秋田市の北部を流下する一級河川でありまして、河幅は狭隘で蛇行を繰り返しながら、ゆっくりと進むためこれまで幾度と無く洪水被害が発生しております。特に平成18年7月、平成19年5月などの豪雨による河川の氾濫によって、多数の床上、床下浸水被害が発生し集落が孤立するなどの甚大な被害が発生しております。また、昨年7月には二度に渡りまして避難勧告が発令され、今年に入っても洪水被害が発生している状況にあります。このため国道7号橋下流の飯島地区から、日沿道直下の上新城槻ノ木地区までの約4.7kmを改修区間とし、蛇行部のショートカットや河道拡幅等による河川整備と洪水流下時のネック部となっているJR奥羽本線、及び国道7号の橋梁架け替えを行う工事としております。広域河川改修事業を平成3年度から着手しているところでございます。1頁をお開き下さい。始めに訂正がございます。1.事業の概要の中の事業の立案に至る背景にある1行目の、新城川は鳥合川合流点と記載してございますが、正しくは「鳥合川」ではなくて「鳥合川」が正式な河川名称でありますのでご訂正願います。この新城川河川改修事業の事業費でございますが、計画時より9億8,000万円増の56億円を予定してございます。これは主に詳細な測量や設計の変化、掘削の量が増加したことやこの掘削した土砂の捨て場所が遠くなったことなどにより、増加となったものでございます。次に事業の進捗状況でございますが、平成22年度末まで27億6,000万円となっております進捗率は49%であります。次に情勢の変化及び長期継続の理由でございます。沿川の状況でございますが、住宅化が緩やかに進行しているものの大きな変化はない状況となっております。長期継続の理由でございますが、この事業の主要な工事となっております国道橋、JR橋の附帯工事に伴う関係機関との事業調整等に長時間有してきたことが主な理由となっておりますが、昨年度までに調整がほぼ済んだことからJR橋については昨年度から工事に着手し、国道橋についても今年度着手の予定となっております。また、平成18年の洪水被害を契機にこれまでの広域河川改修事業の中に新たに平成19年度から、河川のネック部の解消を目的とした鉄道橋、道路橋緊急対策事業が盛り込まれ今後は河川改修の進捗スピードを更に上げることとしております。2頁をお開き下さい。前回の評価結果は平成17年度に行われておりますが、「指摘事項は特になく継続」の評価でございました。所管課の自己評価でございますが、必要性・緊急性・有効性・効率性・熟度の5つの観点で評価を行っております。具体的な評価内訳は3頁のとおりとなっております。このうち効率性についてでございますが、事業の費用対効果いわゆるB/Cは3.05であり効率性は高いと判断しております。なお、算定内訳は4頁の方となっております。コスト縮減につきましては、市道橋と農道橋の統合や排水樋管の集約化等によりコスト縮減を行うこととしております。また、熟度についてでございますが、洪水被害が毎年のように発生していることから、地元から事業の促進を強く要望されております。このことから事業に対する理解が得られていると判断しております。評価点は合計で88点であり、地元から事業促進の要望が強く、必要性・有効性・効率性などから事業の重要性は高いと評価出来るため、事業継続は妥当と判断しております。3.評価結果の当該事業への反映状況等でございますが、引き続きコスト縮減につとめながら事業を継続することとしております。

次に海岸環境整備事業、琴浜海岸であります。インデックス建A-4の5頁をお開き下さい。当該海

岸は男鹿市宮沢地区に位置しまして、男鹿国定公園に隣接する県内有数の海水浴場となっており、またその背後には温泉施設・コテージ・学習施設が整備されており、地元男鹿市の重要な観光資源にもなっております。1頁をお開き下さい。この事業は既設離岸堤があるものの、汀線が年々後退し、海水浴場としての機能が失われつつあることや、その離岸堤により景観が損なわれていることが一因で海水浴客が年々減少傾向にあったことから、離岸堤から人工リーフに施設転換を行い、景観に配慮した海水浴場を回復することを目的とした海岸環境整備事業を平成8年度から実施しているものでございます。この人工リーフは海岸に打ち寄せる高波を沖で弱める施設であり、施設全体が海中にあることから潜堤、いわゆる潜り堤とも言われています。5頁をお開き下さい。右上に8t型ブロック標準横断面図が記載してございます。小さくて申し訳ございませんが、このブロックの上部が海面から約2mのところにあるということを示しております。またこの人工リーフの背後の海岸線には砂浜が再生することが確認されております。1頁にお戻り下さい。琴浜海岸の事業費でございますが、計画時より1億4,710万円減の15億9,530万円を予定しております。これは海岸背後の施設への影響を範囲を見直し、人工リーフの計画延長が681mから648mと40m短くなったため、このようになっております。次に事業の進捗状況でございますが、平成22年度末まで13億400万円となっており、進捗率が89%となっております。次に情勢の変化及び長期継続の理由でございますが、日本海沿岸は冬季風浪の影響があるため、施工期間が半年程度と短期間であること等により、長期間を要しているものでございます。2頁をお開き下さい。前回の評価結果は17年度に行われておりますが、「指摘事項は特になく継続」の評価でした。2. 所管課の自己評価ですが、必要性・緊急性・有効性・効率性・熟度の5つの観点で評価を行っております。具体的な評価内訳は3頁をご覧ください。このうち効率性についてであります。事業の費用対効果いわゆるB/Cは1.23であり効率性は高いと判断しております。なお、算定内訳は4頁のところとなっております。コスト縮減につきましては、人工リーフに用いる被覆ブロックの時に撤去する離岸テトラポットを再利用することで、コスト縮減を図っています。また、熟度についてであります。既設離岸堤を早急に撤去し、人工リーフへの施設転換をするということに対して、地元住民の理解・期待は大きいと判断しています。評価点は合計で82点であり、地元から事業促進の要望が大きく、必要性・有効性・効率性などから事業の重要性は高いと評価するため、事業継続は妥当と判断しています。3. 評価結果の当該事業への反映状況等でございますが、引き続きコスト縮減に努めながら事業を継続することとしております。以上です。宜しくご審議お願いします。

進藤議長：有難うございました。基本的な質問をします。建-継-1ですが、拡幅工事としながら、大水の防止ということで、国と一緒に合併施工と書かれています。事業進捗状況の写真の赤色の車が通っている所が既存の道路なんでしょうか。また、堤防は堤防兼用道路を今、工事しているのか。それが第1点です。

それから、建-継-2ですが、上流と下流のどの辺が今、重点的に工事が進められているのか、そしてこの蛇行している箇所の工事が全部完成すれば、治水についてかなりの効果があるのかどうか。

また、建-継-2には「汀線が年々後退する」との記載がありますが、それは海と陸との境界で砂浜が削られるということでしょうか。以上の3点を伺いたいと思います。

道路課：それでは道路の計画について補足説明いたします。5頁の写真にございます通り直轄する道路の堤防専用道路という、本来であれば堤防が築堤された場合、護岸の天端が堤防の管理用通路というこ

とで5m程の堤防の道路となります。今回、この県道の一部ということで標準断面図にあります通り8.5mと車道を幅を拡げまして、これを県道として兼用します。下の方の赤い車が通っている道路については歩道並びに地区内の道路ということで、段差が出来ますのでこれはそのまま運用し、生活道路として残すこととしております。

進藤議長：完成後は、107号線から自動車で行くと、この工事現場の所で少し登り坂になるんでしょうか。

道路課：そうですね。堤防を走る位の。

進藤議長：なるほど。河川改修事業との合併施行で364百万円のコスト軽減になるということなんですね。慣れない道路だと5m道路は非常に狭いと思いましたが、6mにすると違うんでしょう。

河川砂防課：引き続きまして新城川の5頁でございますが、ここにグリーンで着色しております広域河川改修事業、平成3年度から事業が始まっております。全体延長が約4.75ということをしております。事業の進め方なんです、先程若干言いましたが、この下流部その濃い青色部分ですね。この部分は事業が完了しております。一つ目のショートカットありますよね。そこまで先程私が説明しましたネック部の解消というのがポイントで、国道橋・鉄道橋架替工事など緊急に対する事業区間としてこれが550mございます。もうちょっと上流の方に行きますと字が小さくて非常に恐縮なんです、堰場という地名が多分見えると思います。この区間までが約1,800m合わせまして2,350mを一連区間として平成26年度までの完成を目途にして今、事業を進めているという状況だと思っています。なお、この上流区間につきましても以前として浸水被害が解消されないということもあって、併せましてこの上流部の対策もこの期間中に計画し、それにあわせて河川改修を行います。

それから汀線の話なんです、進藤議長のおっしゃるとおり汀線が後退するという事は、浸食が進んで陸がなくなるということでございます。

進藤議長：では、ご質問・ご意見を賜りたいと思います。

大島委員：建 - 継 - 2 の案件についてお聞きします。河道を修正して洪水の被害を防ぎたいということですが、洪水防止にとっては河道の修正だけではなく、排水システムも関わってくると思います。河道の修正と同時平行で排水も整備していくのか、ということが1点目です。

また、現状の河川は著しく蛇行していて、改修しても微妙に蛇行しているように見受けられます。現在の計画が一番実現可能な河道なのかということと、浸水性を見ると現状と変わらないということなので、護岸工事は実施しないのかということをお教えください。

河川砂防課：1点目の排水も一緒にという話なんです、当然、河川改修に伴ってそういった排水関係も工事に入れながらやるというのが河川改修の前提になっています。それから大きくカーブ等がメインの改修箇所といたしましたが、当然、大きく川幅が狭く蛇行した改修したのでは効果があまり上がらないというカ所についてはショートカットを行っております。それからもう1点護岸工事ですか。今、計

画では緩傾斜護岸と申しまして、傾斜を緩やかにして護岸をつけないようなそういった計画を立てています。水あたりのある所とかですね、橋などの構造物付近、そういったカ所については当然護岸をつくるんですが、その他のカ所については護岸をつけないという工法としております。

進藤議長：他にございませんか。

大島委員：建 - 継 - 4 の男鹿の琴平海岸の人工リーフ設置に関連してお聞きします。海水浴客が減少しており、その原因が景観悪化によるものとの説明ですが、海水浴客は夏だけですし、施設を見ると温泉や学習施設があり、季節を問わず入り込み数があると思います。その対応関係が一致しているものなのか教えてください。

河川砂防課：もともとの琴浜海岸というのは海水浴客が昔から訪れてきた場所です。その海水浴場が賑わうことによって町の活性化と申しますか、そういったこともかかれてきたという海岸でございます。一方でここに書いてある通り、海水浴場である宮沢海岸に行けば当然、沖の方にブロックをからからと並べているような施設がありますよね。あれを離岸堤と言いますが。ああいったことを浸食対策としてつくってあったんですが、なかなか景観上もよろしくないという地域住民のご意見もございまして、この離岸堤を人工リーフに変えてですね景観に配慮しながら、海水浴客をまずは誘致しようという計画が発端でございます。なおかつ、あそこにある温泉施設WAOですか、それからいろいろ学習施設ですとかそういった事業も総合的にですが、そういった事業の中でそういった整備を一体化しながら年間を通して観光客を取り込もうという計画を立てながら整備しているというところでございます。

大島委員：観光との関連で事業を実施しているとの事ですが、観光課等と連携はしているのでしょうか。

河川砂防課：観光課と申しますか、ここは男鹿市ですので男鹿市の関係者とうこういった事業を一緒になって進めているという方向です。

進藤議長：既存の離岸堤と人工リーフでは、海岸浸食を防止するための効果はどちらが高いのでしょうか。また、人工リーフの耐用年数はどれくらいでしょうか。

河川砂防課：どちらも防止効果はありまして、各海岸の地形や波浪の特徴を考慮して設計しておりますので、どちらが効果が高いとは、一概には言えないのが実情でございます。

進藤議長：人工リーフの離岸堤は、耐用年数が長いように思えますが。

河川砂防課：何分自然相手で、しかも海の中ということで尚更、秋田県は波浪は予想より強いと、冬季風浪から、必ずしも長くもつとかそういったことはまだ実証されていないのが実情になります。

立川委員：今のご質問に関連しますが、建 - 継 - 4 の4 頁に人工リーフの評価期間の記載があります。平成25年度いっぱいまで整備は終わりますが、施工完成後に50年の評価期間という意味なのか、それ

とも、施工期間も含めた50年なのか、教えてください。

河川砂防課：それは建設事業のc/bを出すひとつの基準がございまして、評価対象期間は工事間期間を入れてその後50年間、これを評価するという基準がございまして、そのことから50年というのが評価期間となっております。

端委員：海水浴客からしますと、潜り堤ということになるとちょっと分からない。これは離岸流ができたり、或いは岸に近づく流れが出来たりということと、微妙に関係してくる可能性があるのかなと思います。この辺りの、全国で勿論いろいろな事例はあるんでしょうけど、その点のご検討をちょっとお聞かせいただければと思いますが。

河川砂防課：当然、計画を立てる時にそういった設計担当業者に調査・設計等の委託をやっている訳ですが、そういった全国の実績と国の例えば研究所等がございまして、そういった機関のご意見を伺いながら、例えば幅をどうするかとか、何処につくるか。そういったことを総合的に検討しながら、その計画を立てていくという実情がございまして。

進藤議長：緊急性や必要性を考えると、説明があった案件も、そうでない案件も大事なものばかりで、早期に完成すべきだと思いますが、皆さんの意見はいかがでしょうか。

加賀谷委員：建 - 継 - 2 と建 - 継 - 4 についてですが、公共事業の重要性というのは分かりますが、重要であれば尚更、それぞれの事業期間が38年と18年というのは長くないでしょうか。現在の土木技術から考えると、もっと短期間で工事の完成が可能ではないかと思います。

河川砂防課：工期の設定に関しては、ご存知の通り河川改修というのは長い時間がかかるというのが一般的です。何十年、30年、40年というのは普通の事業期間であります。そういったことで先程説明した通り、現在は5ヵ年程度の短期計画を立てながら、重点的な整備という手工を取り入れながらやっておりますが、取り敢えずここ40年と書いたのは、この程度掛かるだろうという話ですので、県といたしましてもなるべく早く完成するように、バックアップするというのが実態でございまして。

加賀谷委員：この工事には地域住民との合意形成が必要で、それを確認する時間も工事期間に含まれるため、どうしても長くなってしまおうということでしょうか。

河川砂防課：新城川に関しては、昨年来までの洪水被害等を受けまして、新城川・馬踏川水防連絡会という県と市役所と地元の住民が入った、そういった組織を連絡会として作っております。こういった連絡会の中で、事業に対する説明会を開いたり、事業に対する意見等を伺いながら進めているというのが、新城川の状況です。

加賀谷委員：分かりました。なかなか大変だと思いますが、出来るだけ早めにやっていただきたいというのが私の意見です。

進藤議長：この新城川の事例ですと、38年の事業期間と、総事業費56億円というのは、ある期間を区切った事業計画と解釈して宜しいですか。

河川砂防課：あくまでもその事業費というのは、その先程來說明している全体の計画延長、これの事業費ということであります。

進藤議長：建 - 継 - 3の田沢湖の護岸工事ですが、1頁の「事業の立案に至る背景」の欄ですが、水位変動があるとの記載がありますが、これは水位が下がるのでしょうか、上がるのでしょうか。

河川砂防課：田沢湖の水位変動というのは、上流から流れてきた水を田沢湖発電所にですがそこに放水しまして、下流には生保内発電所を通して下流に水を流すという工程の中で、東北電力が発電をするために当然、発電をするためには水圧が大切なんです。そういった事業協定というのがありまして、その中で発電するために水位変動が生じると。最大4.5m程度の水位変動が見られます。

進藤議長：あくまでも、文字どおり変動するために浸食されるということですね。それでは、農林水産部も含めまして、全体的な事でのご意見をお願いします。

山口委員：今回の継続評価は、新規評価時にすべて問題が無かったものか、若しくは指摘事項があったものか教えてください。つまり、かつての新規事業箇所評価時に、一度は評価が済んでいる訳ですので、今回、継続事業評価として再びチェックするという事は、その後の状況変化や事業継続の問題点について評価することが役割であると考えています。「所管課の自己評価」や「公共事業箇所評価基準」は新規事業の評価時と同じものか、その都度、改めて作っているものか。もしも、新規評価時と今回の継続評価時で変更されている箇所があるのであれば、アンダーライン等で示していただければ、チェックしやすいと思います。

事務局：新規箇所評価制度が出来たのが、平成14年からですので、それ以前に着手している事業については新規評価をやっていないものもあります。評価基準についてですが、新規と継続とそれぞれ違う様式で評価をしているんですが、ご指摘のあった変化の状況が掴みづらいということがあれば、評価基準そのものを検討する必要があると考えております。

山口委員：「所管課の自己評価」も含めまして、今回の委員会のために評価し直しているのでしょうか。

事務局：評価基準そのものの記載を全て見直しするのは、簡単にはできませんが、例えば1頁目の「情勢の変化及び長期継続の理由」の欄を活用して、極力ご説明するようしていきたいと思っております。

藤田次長：新規評価等を受けている事業については、継続評価を受ける場合、分かりやすいように見え消しでお示しするとか、あるいはアンダーラインを引く等の方法で、委員会にお示しするよう検討させていただきたいと思っております。

山口：委員会の都度、まっさらな視点で見るということも重要と思いますが、行政の継続性を考えると、当初の着手時点の目的等を踏まえておく必要があると思います。それは、基本的に変わらない筈ですが、変わるとしたら、それは議論が必要な重要箇所になります。逆に、既に「良し」となった評価を蒸し返すのも有効ではないわけです。そういった評価の蓄積をしていけば、委員会での評価がより良いものになっていくのかなと思います。

藤田次長：事業の再評価を受けるというのは、その時点での状況変化等を踏まえ、改めて皆様にご審議いただくという趣旨です。変更部分については、アンダーラインをして、重点的に説明するような方法を検討させていただきたいと思います。

進藤議長：宜しくお願いします。

山口委員：「点数確認一覧」について確認させてください。点数一覧でご説明の時に「5点以上の変動」があった場合、委員会の評価対象になるとの説明がありました。資料を見ると、確かに合計では5点未満の増減に止まっていますが、農 - 継 - 10は「必要性」で「- 1 0」となっています。ですが、他の所で点数が上がって5点未満の増減に止まっています。こういった個々の観点の増減はどのように考えればよろしいでしょうか。

進藤議長：全体でなくても、個々の観点到大きい数字変動があった場合の考え方を教えてください。

事務局：以前の委員会で、「評価基準の統一感がない」とご意見を頂戴しておりました。例えば農 - 継 - 10のインデックスをご覧ください。「有効性」の中に「上位計画への貢献度」という項目があり、「ふるさと秋田元気創造プランでの位置付」がこれに該当しております。資料の裏面を見ていただくと、この評価が、前は「必要性」の欄に「あきた21総合計画との位置づけ」として整理されていた訳です。可能な限り、「公共事業箇所評価基準」の観点を統一すべきとのご意見を受けまして、内容の整理を行った訳です。そういった項目の移動があったために、ただいま委員からご指摘のあったような、全体では範囲内、個別では範囲外ということが生じてしまっています。そういう事情のものでありますから、この件に関しましては、総合点でご判断いただければと思います。

進藤議長：つまり、評価基準自体は変わっていないが、「観点」の配置が入れ替わっているために、個々の基準を見ると大幅な移動があるように見える、だからトータルで見て欲しいということですね。

山口委員：事情は分かりました。

立川委員：今の質問に関連して、見方を教えてください。これは、100点が満点ということは変わらないということですね。そうしますと、例えば必要性が前回15だったのが5になったということは、つまり重みと言いますか、各項目の重みを変えた、或いは統一したという理解で宜しいのでしょうか。

事務局：極力統一するように、すべての事業を全く同じ指標で評価するというのはなかなか難しいので、なるべく統一しようとはしているんですが、事業によって若干、統一できなかったものもあります。

端委員：環境配慮に関して、「熟度」の欄に入っていますが、これは今回から、或いは少し前位から、入れていただいた項目ということでしょうか。

事務局：環境への配慮という項目自体は以前からありましたが、今回は極力「熟度」の方に統一しようということで、修正しております。

端委員：「必要性」は非常に多様であると思います。内容の評価項目は少ないですが、十分な配慮はしている、しかし技術的な問題でこのような形になる、と理解したいと思います。

農 - 継 - 1 のイバラトミヨに関連して申し上げたことと連動しますが、「年総効果額の総括」としては具体的に算定出来なかったということで、「効果が0円」になっています。これは大変残念な話です。少なくとも、ゼロでは無いと思いますので、せめて何らかの表現方法は必要ではないかと思います。例えば、コスト負担に対する住民の方々の考え方とか、いくつか推定する方法はあると思いますので、そういった方法をご検討いただければと思います。

進藤議長：有難うございました。只今の意見も今後参考にさせていただきたいと思います。まだ意見が出尽くされていないような気もしますが、時間の関係もございますので、特になければ委員会としての意見を集約したいと思います。

出されました各委員の意見は今後の公共事業、業務を行う上での参考としていただきたいと思います。その上で県の対応方針を可とするとの賛同が得られれば、その旨答申したいと思います。宜しいでしょうか。

委員：意義ありません。

進藤議長：只今、意義ありませんというご意見がありましたので、その旨、後日答申させていただきたいと思います。尚、議事録等はまた後で各委員に見ていただいて処理したいと思いますので、宜しくお願い致します。

以上で審議を終わります。どうもご協力有難うございました。